

松本サマーリーグ連盟規約

第1条 名 称

本連盟は、松本サマーリーグ連盟と称する。

第2条 事 務 局

本連盟は、事務局長宅に事務局を置く。

第3条 目 的

当連盟は、日曜日、休日を利用し野球を楽しみ、会員相互の親睦を深め、アマチュアスポーツを理解し、秩序有る社会人たるを目的とする。

第4条 運 営

① 上記目的達成の為、昭和 56 年 2 月 15 日理事会の打合わせ事項を基本として行事をとり行う。

② 加盟チームは目的達成と運営を円滑にする為、下記事項を厳守する。

1) チーム単位で揃いのユニフォーム着用を原則とし、最低限、帽子の着用を義務とする。着用なきものは、その試合の出場権を失うものとする。又、鉄製スパイクの使用は禁止する。

2) チーム間の礼儀に留意し、迷惑となる行為は絶対にしてはならない。

3) 審判チームは、試合 20 分前には準備にあたる。

審判するにふさわしい服装で行う事、また 4 人未満の場合反則金を科する。各球場共試合後、全員でグラウンド整備と清掃を必ず行う事。

4) 試合開始時間を厳守する。整列時間(5:50)の時点で、人数が揃わないチーム(7 人以下)には反則金を科し、敗試合とする。

なお、1 名のみ不足(8 人)の場合は、相手チームに 2 点を与えることで試合可能とする。

ただし、試合開始後に人数が揃ったとしても 2 点ビハインドに変更はない。

8 人で試合開始した場合、遅れてきた選手は攻撃時なら 9 番に、守備時は次のインニングから出場できる。(インニング途中からは守れない)

・試合途中から 7 人になった場合

7 人になった時点で、そのチームはスコアに関係なく敗戦とする。

両チームの記録は有効とし、そのうえで試合継続する場合いなくなった人の打順はとばす。ただし、点数が 7 点差以上あったときはコールドゲームとし、試合継続はしない。

また、7 人になって試合継続した場合でも、7 点差がついた時点でコールドゲームとする。

・DH のあり方

DH は 2 人まで可能で、基本守備にはつけない。

ただし、けが等で野手が試合継続困難な場合に限り、特例で守備につけるものとする。(その際は相手チーム理事、審判の両者の承諾を必要とする)

早退の場合はその限りではない。

※もし事前に早退がわかっている場合、DH での出場なら可能とする。

・試合日程変更について

シーズン途中に日程を変更したい場合、試合日 1 ヶ月前の理事会での打診は、検討(調整)できることとする。(変更が決定するものではない)

《不戦敗時及び審判不足時の反則金の金額と適用》

《反則金と適用ケース》

1 週間前(前週の日曜日 20 時)までに 3 者に連絡済の場合は 免除

前日(土曜日)20 時までに 3 者に連絡済の場合は 1000 円

前日(土曜日)20時～当日の不戦敗は

2000円

※(3者とは、事務局長・相手チーム理事・審判チーム理事)

審判4人未満の場合にも反則金を適用する。

審判1人不足につき1,000円の反則金を支払う(5:50整列時)

審判5:30集合とし、1コート2名以上いなければならない。2名未満の場合は、1コートにつきペナルティとして1,000円支払う。

《徴収方法》

その都度の理事会で、松本サマーリーグ連盟に反則金を支払うこととする。

また不戦勝時の打席数は登録者全員に3打席0打数0安打とする。

不戦敗時の打席数は、登録者全員に0打席0打数0安打とする。

選手追加登録は1週間前(前週の日曜日20時)までに事務局へ連絡した場合、次週の試合から出場することができる。

未登録選手の出場が発覚した場合、負け+ペナルティ(反則金2,000円)とする。

5) 加盟チームはリーグの定める登録料、運営費をリーグの定める方法において納入しなければならない。

登録料 1チーム 10,000円 新規登録料 1チーム 10,000円

運営費 1チーム 10,000円

6) 登録選手年齢等について

社会人及び高校生以上とする。(ただし学生の場合は、現役で野球関連の部等に所属していないこと)

追加登録も含め、選手の保険は各チームで責任をもっておこなう。

7) 当リーグへの加入、脱退は全理事の3分の2の賛成を必要とする。

8) 加盟チームは次の事項の1つに該当する時、その資格を失う。

1. グラウンド使用后、整備なき場合

2. 自ら、脱退の意思を表明した時

3. 著しくチームの品位がない時

9) 本部より各チームへの連絡は、事務局長より各チーム理事へ連絡する。各チーム理事は、連絡事項の自チームへの伝達を徹底する責を負う。又、理事会の連絡は下記の連絡網にて伝達すること。

役員会の連絡網は次の様に伝達すること。

10) 市民タイムス杯出場チームの補助金額について

参加費として8,000円

1日目補助額 20,000円 2日目補助額 10,000円

予算として38,000円を計上する。

第5条 役員

① 当リーグは会務運営の為、次の役員を置く。

顧問 若干名 会計 若干名

会長 1名 会計監査 1名

副会長 2名 審判部 若干名

事務局 若干名 理事 各チーム1名

② 会長は当リーグを代表し、会務を統括する。

③ 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

④ 事務局は会長の指示により副会長を補佐し理事会提出事項を立案し、議決後はこれを運営する。

⑤ 会計は事務局と協力し、リーグの会計の管理、運営をする。

⑥

1) 役員任期は1月1日より12月31日迄の1ヵ年とする。又、任期の再選をさまたげない。

2) 役員選出は、理事会にて行う。

- 3) 理事は各チームより選出し、本部役員は会長が推選し、理事会が承認する。
- ⑦ 役員手当は一律 5,000 円とする。 会長 5,000 円 副会長 5,000 円 会計 5,000 円 事務局長 5,000 円 事務局員(事務局長補佐)5,000 円

第6条 会 議

当連盟の会議は、総会、理事会、役員会とする。

① 総会

- 1) 総会は当連盟の最高決定機関であり、他の全ての決定に優先する。
総会は、年 1 回を定例とし会長が理事会に委嘱し理事会がこれを招集する。
- 2) 出席者は理事会にて決定する。
- 3) 当連盟の全会員の 5 分の 1 もしくは理事会の過半数が開会を必要とした場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

② 理事会

理事会は総会にかわる決定機関であり、その招集は会長が行い次の事項を決定する。

- 1) 役員を選任
- 2) 規約の改正
- 3) 事業計画、予算案の審議
- 4) 各チームへの重要案の審議
- 5) その他役員より選出された決定必要案件

③ 役員会

- 1) 役員会は会務の執行機関であり、会長が必要に応じて随時招集する。
- 2) 役員会は次の事項を企画立案し理事会の承認を得、これを執行する。
 - ・ 当連盟に必要な事業、予算計画
 - ・ 規約の改正
 - ・ 役員を選任
 - ・ その他連盟の運営に関する事項

④ 会計

- 1) 本連盟の経費は加盟登録料、運営費、寄附その他とし、加盟登録料、運営費は理事会において決定する。
- 2) 会計年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日迄とする。
- 3) 本連盟に関する会計は会計係がこれに当り、総会において報告し承認を得るものとする。
- 4) 会計監査は年 1 回以上監査を行い、その結果を理事会にて報告する。

第7条 審 判 部

- ① 審判部員の選出は会長の推薦による。
- ② 審判部はリーグ戦を管理統括し審判への支持、指導をする。

第8条 規約の改正

本連盟規約は理事全員の 3 分の 2 以上の同意を得て改正することができる。

第9条 附 則

- ① 理事会は理事の過半数以上の出席があれば開くことができる。
- ② 本規約の施行に必要な試合事項は別に定める。
- ③ この規約は昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。

平成 4 年 運営費改正

平成 7 年 役員手当改正

平成10年 規約一部改正

平成16年 規約一部改正

平成23年 規約一部改正

第10条 補 足

会計監査 順番

2020年→Y's 2021年→BS(Burning Sun) 2022年→B-29

事務局長/会計 割り当て表

チーム名	事務局長	会 計
ワイルドサーティーズ	2028年度	2026年度
ロングピース	2020年度	2027年度
Y's	2021年度	2028年度
BS(Burning Sun)	2022年度	2019年度
B-29	2023年度	2020年度
モウルス	2024年度	2021年度
クリスタルK	2025年度	2022年度
石芝ドラゴンズ	2026年度	2023年度
ジャンクス	2027年度	2024年度